

(県条例)

別紙

特定施設の種類（及び能力）ごとの数の変更
及び特定施設使用の方法の変更

(騒音等変更届出用)

特定施設の種類	形式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

都市計画法に定める用途地域区分	
その他参考になる事項	

- 備考
- 騒音に係る特定施設については、特定施設の種類ごとの数の変更についてのみ記載すること。
 - 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、公害防止条例第37条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
 - 特定施設の種類の欄には、公害防止条例別表1に掲げる項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 添付書類
- 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
 - 特定施設の配置図